

# 大阪府後期高齢者医療 広域連合からのお知らせ

## 1. 令和5年度の後期高齢者医療の保険料率について



※ 賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額等（前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額（分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など）の合計額）から、地方税法第314条の2第2項に定める基礎控除額を控除した額です。（雑損失の繰越控除額は控除しません。）

## 2. 保険料の軽減について

世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額（54,461円）が軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	所得の判定区分 （同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額）
7割	16,338円	【基礎控除額（43万円） +10万円×（給与所得者等の数-1）】を超えないとき
5割	27,230円	【基礎控除額（43万円）+29万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）】を超えないとき
2割	43,568円	【基礎控除額（43万円）+53万5千円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数-1）】を超えないとき

※ 波線部は同一世帯内の被保険者と世帯主に給与所得者等（次の（1）～（3）のいずれかに該当する方）が2人以上いる場合に計算します。

- （1）給与収入額が55万円を超える方
- （2）65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- （3）65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※ 軽減の判定は、4月1日（4月2日以降に加入した場合は加入日）の世帯状況で行います。判定日の後に世帯状況に異動があった場合でも、年度途中の再判定は行いません。

※ 軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※ 当分の間、年金収入につき公的年金等控除額（65歳以上である方に係るものに限る。）の控除を受けた方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除した所得額を用いて軽減判定します。

※ 世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象所得に含まれます。

※ 後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方については、当面の間、**所得割額は課されず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減**されます。

なお、上記の7割軽減に該当する方については、7割軽減が適用されます。

※ **所得に応じて保険料軽減の判定を行いますので、所得がない場合も4月15日まで**（年度の途中に資格取得された方は、その日から15日以内）**に市区町村後期高齢者医療担当窓口**に申告書の提出をお願いします。

## 保険料算定例（令和5年度）

実際に負担いただく保険料は、各個人の収入や軽減適用状況によって異なります。

新しい保険料額等については、前年分の所得が確定した後、7月中旬頃に通知書を郵送します。

### 単身世帯(年金収入のみ)の場合

年金収入額		153万円	168万円	197万円	221万5千円	300万円
所得額		43万円	58万円	87万円	111万5千円	190万円
所得割額	賦課のもととなる所得金額	0円	15万円	44万円	68万5千円	147万円
	所得割額 ①	0円	16,680円	48,928円	76,172円	163,464円
均等割額	軽減割合	7割軽減		5割軽減	2割軽減	
	軽減後の均等割額 ②	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
保険料総額 ①+②		16,338円	33,018円	76,158円	119,740円	217,925円

※ 均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。

### 後期高齢者夫婦二人世帯(年金収入のみ)の場合

- 妻の年金収入額80万円は、基礎年金額を例としています。

年金収入額		夫	153万円	168万円	226万円	275万円	300万円
		妻	80万円	80万円	80万円	80万円	80万円
所得額		夫	43万円	58万円	116万円	165万円	190万円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額	賦課のもととなる所得金額	夫	0円	15万円	73万円	122万円	147万円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
所得割額	所得割額 ①	夫	0円	16,680円	81,176円	135,664円	163,464円
		妻	0円	0円	0円	0円	0円
均等割額	軽減割合	7割軽減		5割軽減	2割軽減		
	軽減後の均等割額 ②	夫	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
		妻	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
	保険料総額 ①+②	夫	16,338円	33,018円	108,406円	179,232円	217,925円
		妻	16,338円	16,338円	27,230円	43,568円	54,461円
		計	32,676円	49,356円	135,636円	222,800円	272,386円

※ 均等割額・所得割額に1円未満の端数が出たときは、切り捨てて計算します。

- 保険料算定例の金額については年額です。今後の税法改正等によって金額が変動することがあります